

事 務 連 絡
平成23年3月31日

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局生活衛生課

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う
在留外国人の御遺体の埋火葬について

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う在留外国人の
遺体の埋火葬方法について、別添文書のとおり、外務省大臣官房総務課長から依頼
がありましたので、別添文書に記載されている事項に留意の上、埋火葬を実施され
るよう管内市町村への連絡方よろしくお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省健康局生活衛生課 奥田課長補佐、吉高主査

TEL：03-3595-2301

FAX：03-3501-9554

事務連絡

平成23年3月29日

厚生労働省健康局生活衛生課長 殿

外務省大臣官房総務課長

在留外国人の遺体の埋葬方法について（依頼）

1. 今回の東北地方太平洋沖地震及び関連する津波等により在留外国人も多く被害にあっています。「大規模災害における応急救助の指針について」（平成9年6月30日社援保第122号）にあるとおり、外国人の遺体の埋葬に当たって、風俗・習慣・宗教等の違いについてできる限り配慮し実施することが必要です。特に、イスラム教、キリスト教（カトリック、プロテスタント、正教、英国国教会を含む）、ユダヤ教については、火葬を行うことによって、また、ヒンドゥー教については土葬を行うことによって問題が発生することがあり得ますので、御配慮をお願いいたします。
2. 在留外国人の遺体の処理の方法については、遺族の意向を最大限尊重すべきであり、外務省としては、警察庁に対して、外国人の遺体が発見された場合には速やかに管轄の警察署を通じて在京大使館・総領事館にご連絡頂くよう、また、在京大使館・総領事館を有していない国の国籍者であることが判明した場合には外務省にご連絡頂くよう、お願いしていることを申し添えます。